

# 平成26年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

## 第3 外部監査の結果

### II 各論

#### II - 1. 公益財団法人千葉市国際交流協会及び国際交流課に係る外部監査の結果

#### 3. 補助金または業務委託について

##### (3) 結論

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>② 委託業務と補助事業の区分について【国際交流課】（報告書 P52）</p> <p>「千葉市国際交流プラザ業務委託契約」では、千葉市国際交流プラザの管理運営及び窓口業務を千葉市から国際交流協会に業務委託をしているものである。その仕様書上の業務時間は、平日 9:00-20:00、土曜日 9:00-17:00 となっているが、国際交流協会が作成した委託料見積額の基礎となる業務時間は、平日 15:00 または 16:00-20:00 となっており、後者の委託料見積額の算定基礎にある業務時間のほうが短い勤務時間となっている。したがって、仕様書で求められている業務時間の一部しか委託料を受領していないことになっている。</p> <p>国際交流協会の事務所は千葉市国際交流プラザ内にあるため、見積書上の時間帯以外は国際交流協会の職員が同業務を実施している。つまり、委託料を受領していない時間帯は補助事業として実施し、委託料を受領している見積書の時間帯は委託業務として実施している。</p> <p>千葉市国際交流プラザの管理運営及び窓口業務は、国際交流協会の相談事業やその他の事業と一体的に実施されていることから、時間帯によって区別する合理的な理由はないものと考えられる。</p> <p>「千葉市国際交流プラザ業務委託契約」については、業務の実施主体を確定し、国際交流協会の業務として位置付ける場合は事業補助の対象とするか、または、市国際交流課の事業とする場合は、対応する時間帯すべての人件費を業務委託として積算するか、いずれかの判断をするよう要望する。なお、国際交流課では後者の業務委託として積算する方向で既に対応している。</p>	<p>千葉市国際交流プラザの管理運営及び窓口業務の実施主体を本市とし、平成 27 年度から、委託料見積額の算定基礎となる業務時間を仕様書上の業務時間に一致させ、対応する時間帯全ての人件費を業務委託として積算した。</p>